

平成 29 年 4 月 1 日

糸魚川市

介護予防・日常生活支援総合事業

〔請求関係版〕



目次

1 サービス費用一覧.....	2
訪問型サービス.....	2
通所型サービス.....	4
介護予防ケアマネジメント.....	6
2 事前準備.....	7
訪問型サービス.....	7
通所型サービス.....	8
3 報酬についての考え方.....	9
4 請求方法.....	10
5 更新・区分変更時等の留意事項.....	11
6 Q&A.....	13
7 サービスコードについて.....	16
【参考 総合事業サービスコード】.....	20



1 サービス費用一覧

(1) 訪問型サービス

サービス名	項目	報酬単位	備考
現行相当サービス: 予防訪問介護と同等内容のサービス ○サービスコード: A1・A2 (※A2コードは、平成27年4月1日以降の指定事業所) ○負担割合: 1割～2割	週1回程度	266 単位/回 1,168 単位/月	4 回まで 5 回以上
	週2回程度	270 単位/回 2,335 単位/月	8 回まで 9 回以上
	週3回程度	285 単位/回 3,704 単位/月	12 回まで 13 回以上
基準緩和型サービス(指定): 45分未満の生活援助。指定事業所が提供する。 ○サービスコード: A2 ○負担割合: 1割～2割	週1回程度	239 単位/回 1,051 単位/月	4 回まで 5 回以上
	週2回程度	243 単位/回 2,102 単位/月	8 回まで 9 回以上
	週3回程度	257 単位/回 3,334 単位/月	12 回まで 13 回以上
基準緩和型サービス(委託): 45分未満の生活援助。民間事業所に雇用されている自立生活サポーター養成講座修了生が提供する。 ○サービスコード: A3 ○負担割合: 1割～2割		146 単位/回	概ね週1回程度 給付管理外
訪問機能訓練: リハビリ専門職が自宅を訪問し、運動機能の向上を図る。 ○サービスコード: A4 ○負担割合: なし		250 円/回 ※市保健師等が提供する場合は無料	概ね6ヶ月間 給付管理外

○訪問型サービスの加算・減算

項目	現行相当	基準緩和型
初回加算	200 単位/月	200 単位/月
生活機能向上連携加算	100 単位/月	/
特別地域加算	15%	
中山間地域等における小規模事業所加算	10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	13.7%	13.7%
介護職員処遇改善加算Ⅱ	10.0%	10.0%
介護職員処遇改善加算Ⅲ※	5.5%	5.5%
介護職員処遇改善加算Ⅳ	※の 90%	※の 90%
介護職員処遇改善加算Ⅴ	※の 80%	※の 80%
介護職員初任者研修修了者であるサービス提供責任者に係る減算	30%減算	/
同一建物減算	10%減算	

※基準緩和型サービスについては、指定事業所によるサービスに限る。

(2)通所型サービス

サービス名	項目	報酬単位	備考
現行相当サービス:予防通所介護と同等内容のサービス ○サービスコード:A6 (※全事業所がA6コードで請求) ○負担割合:1割~2割	週1回程度	378 単位/回 1,647 単位/月	4 回まで 5 回以上
	週2回程度	389 単位/回 3,377 単位/月	8 回まで 9 回以上
基準緩和型サービス(指定):2~4 時間程度のサービス。内容は事業所ごと。 ○サービスコード:A6 ○負担割合:1割~2割	週1回程度	302 単位/回 1,318 単位/月	4 回まで 5 回以上
	週2回程度	311 単位/回 2,701 単位/月	8 回まで 9 回以上
基準緩和型サービス(委託):2 時間程度のサービス。民間事業所に雇用されている自立生活サポーター養成講座修了生が提供する。 ○サービスコード:A7 ○負担割合:1割~2割		226 単位/回	週1回程度 給付管理外
短期集中通所リハビリテーション事業: 専門器機を利用した機能訓練。 ○サービスコード:A8 ○負担割合:なし		2,000 円/月	概ね6ヶ月間 給付管理外

○加算・減算

項目	現行相当	基準緩和型
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月	
運動器機能向上加算	225 単位/月	
栄養改善加算	150 単位/月	
口腔機能向上加算	150 単位/月	
選択的サービス複数(2種類)実施加算Ⅰ	480 単位/月	
選択的サービス複数(3種類)実施加算Ⅱ	700 単位/月	
事業所評価加算	120 単位/月	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5.0%	
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月	
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	週1回:72 単位/月 週2回:144 単位/月	
サービス提供体制強化加算Ⅱ(ロ)	週1回:48 単位/月 週2回:96 単位/月	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	週1回:24 単位/月 週2回:48 単位/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.9%	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	4.3%	4.3%
介護職員処遇改善加算Ⅲ※	2.3%	2.3%
介護職員処遇改善加算Ⅳ	※の90%	※の90%
介護職員処遇改善加算Ⅴ	※の80%	※の80%
定員超過減算	30%減算	30%減算
人員欠如減算	30%減算	30%減算
同一建物減算	週1回:-376 単位/月 週2回:-752 単位/月	週1回:-376 単位/月 週2回:-752 単位/月

※基準緩和型サービスについては、指定事業所によるサービスに限る。

(3) 介護予防ケアマネジメント

サービス名	報酬	加算
ケアマネジメントA: 介護予防サービス計画と同等内容 ○サービスコード: AF	430 単位	○初回加算 300 単位
ケアマネジメントB: 簡易様式で行うケアマネジメント。サービス担当者会議は適宜、モニタリングは6ヶ月に1回程度。 ○サービスコード: AF ○対象サービス: 基準緩和、短期集中	280 単位	○初回加算 300 単位 ○実施加算 ・サービス担当者会議 75 単位 ・モニタリング 75 単位 ○アセスメント連携加算 50 単位
ケアマネジメントC: セルフプラン作成のための支援。 ○サービスコード: AF ○対象サービス: 週1回程度の通いの場等	100 単位	

○加算算定要件

- ・初回加算(ケアマネジメントA・ケアマネジメントB) 300 単位

現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定できます。

- ア) 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過した後、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

- イ) 要介護者が要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

ただし、予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間の満了の翌月から、サービス事業対象者として総合事業のサービス利用に移行するときは、初回加算の算定を行うことはできません。

- ・サービス担当者会議実施加算(ケアマネジメントB) 75 単位

サービス担当者会議を実施した場合、実施加算として75単位を算定できます。

なお、軽微な変更の場合は、省略できるとしているが、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、必要により実施してください。

- ・モニタリング実施加算(ケアマネジメントB) 75 単位

モニタリングを実施した場合、実施加算として75単位を算定できます。

なお、モニタリングの実施間隔は、少なくとも6ヶ月に1回は実施してください。

- ・アセスメント連携加算(ケアマネジメントB) 50 単位

短期集中予防サービスのため、リハビリテーション専門職と連携してケアプランを作成の場合、連携加算として50単位を算定できます。

2 事前準備

(1) 訪問型サービス

① 現行相当サービス

サービスコードは変更なく、「A1コード」を使用します。ただし、平成28年度まで利用していなかった「1回当たりの単価」の項目を使用することとなります。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数
種類	項目				
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	266
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	270
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	285

(介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表から抜粋)

なお、A1コードにつきましては、国の基準で実施していることから、既に使用しているサービスコードの中に上記項目が取り込まれていると思われます。項目がない場合は、市でサービスコードを作成しておりませんので、各システム業者にご確認ください。

また、平成27年4月1日以降に新たに指定事業所となった訪問介護事業所は、「A2コード(独自)」を使用しますが、内容等はA1コードと同じものとなっています。サービスコードの入力を事前に行ってください。

② 基準緩和型サービス

平成29年度より新たに実施します基準緩和型サービスについては、指定申請が必要となりますので、実施する場合は、福祉事務所高齢係までお問い合わせください。

サービスコードにつきましては、「A2コード」を使用します。A2コードでは、現行相当サービスも使用していることから、項目で分かれています。注意してご使用ください。

(2) 通所型サービス

① 現行相当サービス

現在、みなし指定事業所が使用している「A5コード」から、全ての事業所が「A6コード」を使用することとします。なお、既にA6コードを使用している事業所は下記項目を追加しました。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数
種類	項目				
A6	1221	通所型独自サービス／22	イ 通所型サービス費(独自)	要支援2(週1回)	1,647
A6	1222	通所型独自サービス／22日割			

また、1回あたりの単価設定を基本とします。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数
種類	項目				
A6	1113	通所型独自サービス1回数	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378
A6	1223	通所型独自サービス／22回数		要支援2(週1回程度)	378
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2(週2回程度)	389

独自コードとなっていますので、必ず全事業所がサービスコードを登録してください。

② 基準緩和型サービス

平成 29 年度より新たに実施します基準緩和型サービスについては、指定申請が必要となりますので、実施する場合は、福祉事務所高齢係までお問い合わせください。

サービスコードにつきましては、「A6コード」を使用します。A6コードでは、現行相当サービスも使用していることから、項目で分かれています。注意してご使用ください。

3 報酬についての考え方

(1) 基本的な考え方

月額包括報酬とされていた支給区分については、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「多様なサービスとの併用」の観点から、1回当たりの単価設定を基本とします。

例1) 要支援1の利用者に対し、1月に4回(週に1回想定)通所型サービス(現行相当)を提供した。

⇒378 単位×4回(回数単価設定)

例2) 要支援1の利用者に対し、1月に5回(週に1回想定)通所型サービス(現行相当)を提供した。

⇒1,647 単位(包括単価設定)

例3) 要支援2の利用者に対し、1月に9回訪問型サービス(週に2回想定)(基準緩和型)を提供した。

⇒2102 単位(包括単価設定)

例4) 事業対象者に対し、1月に5回(週に1回想定)訪問型サービス(基準緩和型委託)を提供した。

⇒146 単位×5 回(※基準緩和型委託は回数設定のみ)

例5) 事業対象者に対し、1月に4回(週に1回想定)訪問型サービス(現行相当)と合わせ、1月に4回(週に1回想定)訪問型(基準緩和型委託)を提供した。

⇒(266 単位×4 回※1)+(146 単位×4 回※2)(回数単価設定※1+回数単価設定※2)

(2) サービス提供回数変更に伴う支給区分(1週間のサービス回数)の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化したことによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要とします。

なお、この場合の、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分によるサービス計画を定める必要があります。

例1) 事業対象者の利用者で、1週間に1回の通所型サービス(現行相当)を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回のサービスを提供した。⇒1,647 単位(週1回想定)の包括単価)

例2) 要支援2の利用者で、1週間に2回の通所型サービス(現行相当)を想定したが、状態の改善に伴い1週間に1回の利用となり、1月に4回のサービスを提供した

⇒389 単位×4回(週2回想定)の回数単価)

(3) 利用者の自己都合によるキャンセル時の報酬の考え方

利用者の自己都合によるキャンセルの場合でも、実績を基本として考えます。なお、キャンセル料の取扱いについては、各事業所の契約書等に記載された内容によります。

例1) 要支援2の利用者で、1週間に2回(月で8回)の利用見込みとして通所型サービス(現行相当)を計画したが、2回自己都合によるキャンセルとなり、1月に6回のサービス提供となった。

⇒389 単位 × 6回(週2回想定 of 回数設定 × 利用回数)

例2) 事業対象者である利用者で、1週間に2回(月で9回)の利用見込みとして通所型サービス(現行相当)を計画したが、5回自己都合によるキャンセルとなり、1月に4回のサービス提供となった。

⇒389 単位 × 4回(週2回想定 of 回数設定 × 利用回数)

(4) 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

新規利用の場合は、その月の利用回数が包括単価設定になる場合のみ、日割り計算の対象となります。

その他の事由については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」(平成27年3月31日事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課通知)のI-資料9をご確認ください。

4 請求方法

(1) 訪問・通所事業所

現行相当サービス、基準緩和型サービスともに国保連を通しての請求となります。

(2) ケアマネジメント

①請求先: 既存と同様です。詳細は委託契約書をご確認ください。

②加算の添付書類

原則なし。ただし、必要時は下記書類の提出を求める場合があります。

- ・サービス担当者会議実施加算: サービス担当者会議の要点記録
- ・モニタリング実施加算: 各事業所で使用しているモニタリング用紙
(実施日の経過記録でも可)
- ・アセスメント連携加算: 介護予防サービス計画・支援計画書

※市への請求時の添付が原則不要であり、既存のとおり地域包括支援センターへの提出を省略したものではありません。

5 更新・区分変更時等の留意事項

(1) 移行例と費用

①Aさん 85歳(女) 介護度:要支援2 有効期間:平成28年4月1日から平成29年3月31日
 利用サービス 訪問型サービス:1/W 通所型サービス:1/W

例)認定日が4月中旬になり、かつ結果が要介護1以上となった場合

利用サービス	考え方	費用
訪問介護 通所介護	①総合事業の訪問介護・通所介護が利用できるのは、要支援認定者・事業対象者のみ。要介護者は利用できない ②認定結果が出る前にサービス利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分のサービスは、総合事業より支給。	認定結果が出る前 :総合事業より支給 認定結果後 :介護給付より支給
ケアマネジメント	①給付のルールに準じて、月末の時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成して提出し、請求する。 ②支給限度額管理は、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が連携を取り合っている。	介護給付より支給

②Bさん 76歳(男) 事業対象者

利用サービス 訪問介護:2/W、福祉用具貸与(5月1日から利用開始)

※福祉用具貸与希望のため、要支援認定等申請(5月1日)

例1)認定結果:要支援1 有効期間:平成28年5月1日から平成30年4月30日

利用サービス	費用
訪問介護	総合事業
福祉用具貸与	予防給付
ケアマネジメント	予防給付

例2)認定結果:要介護1 認定日:6月1日 有効期間:平成28年5月1日から平成29年4月30日

考え方	利用サービス	費用(5月1日から5月31日)
事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービス利用を継続することが可能。 ①要介護者として取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスは利用できない ②事業対象者のまま、取り扱うことが可能 ※①か②の選択が可能	訪問介護	①:全額自己負担 ②:総合事業より支給
	福祉用具	①:介護給付より支給 ②:全額自己負担
	ケアマネジメント	①:介護給付より支給 ②:総合事業より支給

※6月1日以降は、介護給付より支給

③Cさん67歳(女)介護度:要介護1 有効期間:平成28年6月1日から平成29年5月31日

利用サービス 通所介護:2/W

例1)認定結果 介護度:要支援2 有効期間:平成29年6月1日から平成31年5月31日

総合事業への移行	費用
通所介護:平成29年6月1日	総合事業
ケアマネジメント:平成29年6月1日	総合事業

○認定日が6月下旬に要支援2の認定 認定日までは暫定プランとして、通所介護を利用

利用サービス	考え方	費用
通所介護	表3から結果要支援認定で暫定プランで介護1の通所として対応していたが、結果から総合事業費と判断する。(現行相当)。	総合事業
ケアマネジメント	給付のルールに準じて、月末の時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成して提出し、請求します。	総合事業

表3 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給

6 Q&A

1 現行相当・基準緩和型の組合せについて

問1 現行相当サービスと基準緩和型サービスの併用でのサービスコードはどのようなのか？

(答)

訪問型の現行相当(みなし)A1コード、現行相当(H27.4.1以降実施事業所)A2コード、基準緩和型(指定)A2コード、通所型の現行相当(全事業所)A6コード、基準緩和型(指定)A6コードとなります。

A2、A6コードはそれぞれ、現行と緩和型を項目別に分けておりますので、併用の場合はご注意ください使用してください。

問2 基準緩和型(委託)は週1回程度のみでの想定だが、ひと月あたりの利用回数の上限はあるのか

(答)

基準緩和型(委託)は、民間事業所が実施するサービスとなります。平成29年度は初年度となるため、週1回を基本として、その月の利用上限回数は5回までとしますが、その回数等の設定は、ケアプランの中で定義づけしてください。

2 報酬についての考え方について

問1 ケアプランにおいて週2回の通所介護の利用を計画したが事業所の定員に空きがなく週1回の定期利用と空きがある日のスポット利用となった場合の当初計画の取扱いについて伺いたい。

- ①利用前月末時点で週1の定期利用に加えて1回でもスポット利用予定があれば当初計画は週2として取り扱い、実績に応じ週2の単価で請求としてよいか？
- ②利用前月末時点でスポット利用予定がない場合、週1の単価設定として請求することは可能なのか。

(答)

スポット対応として下記のとおり運用します。

①定期利用＋スポット利用＝5回以上の場合は週2単価として取り扱う。

②定期利用のみ・・・4回の場合：週1単価として取り扱う。

5回の場合：週1単価として包括単価として取り扱う。

ただし、上記運用の場合は、ケアプランにおいて週1回・週2回で捉えられるように記載する必要があります。基本的にはケアプランで定義された利用回数が原則となりますので、必要な頻度を判断し、スポット利用が正しいのか、利用回数が適正かの判断をお願いします。

問2 ケアマネジメント B において、サービス担当者会議を同じ月に2回実施した場合、加算を2回算定してもいいのか。

(答)

その月にサービス担当者会議を実施したかで評価を行いますので、問いの場合では、月 750 単位で加算を実施します。

問3 ケアマネジメント B において、モニタリングを毎月実施しても加算の算定となるのか。

(答)

モニタリングを実施したかの評価において加算を算定します。

ただし、問いの場合は、ケアマネジメント B の簡易的な考え方に適しているのか、ケアプランの内容やサービスの類型が基準緩和型に適しているのか判断が必要であると思われます。

3 その他

問1 要支援認定者が月途中で区分変更を行い、要介護と認定された。この場合、月末時点での介護状態で請求を行うが、区分変更日以降のサービス利用がなかった場合は、どう請求したらよいか？

(答)

介護予防ケアマネジメントにおいても予防支援(給付)と同様に、月末時点は要介護認定者となったため、月末時点の居宅介護支援事業所が請求することになりますが、問いのケースのように、区分変更日からその月末までサービスを利用していないため、給付管理を行っていないこととなります。

よって、この場合は、介護予防ケアマネジメントでの請求となります。

【参考】

「居宅介護支援に関する新潟県版Q&A(H28.3月)」2ページを参照

問2 総合事業に移行されて、返戻となったケースはどのようなものがあったのか。

(答)

- ・ケアマネジメント作成届が提出されていない
- ・台帳情報と給付管理上の情報の不一致

があげられます。台帳情報が間違っている場合もありますので、必ず被保険者証を確認し、担当地域包括支援センター、有効期間開始日等ご確認ください。

問3 ショートステイ利用時の総合事業の請求について伺いたい。

(答)

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料送付について(確定版)」(平成27年3月31日事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課通知)のI-資料9の4ページに記載してあるとおり、月額包括報酬の単位とした場合日割り計算の対象となりますが、回数単価設定の場合は、日割り請求の適用外となりますので、ご注意ください。

7 サービスコードについて

(1) A1コード

①訪問型現行相当サービス（みなし指定事業所）

【回数単価設定を基本とした包括単価】

基本設定(回数単価)			所定回数を超えた場合(包括単価)		
A12411	訪問型サービスⅣ	4回まで	A11111	訪問型サービスⅠ	5回以上
A12511	訪問型サービスⅤ	8回まで	A11211	訪問型サービスⅡ	9回以上
A12621	訪問型サービスⅥ	12回まで	A11321	訪問型サービスⅢ	13回以上

※A1コードは国基準で作成されているため、「1411～1415」短時間サービス系は使用しません。

(2) A2コード

①訪問型現行相当サービス（平成27年4月1日以降新規事業所）

【回数単価設定を基本とした包括単価】

基本設定(回数単価)			所定回数を超えた場合(包括単価)		
A22411	訪問型独自サービスⅣ	4回まで	A21111	訪問型独自サービスⅠ	5回以上
A22511	訪問型独自サービスⅤ	8回まで	A21211	訪問型独自サービスⅡ	9回以上
A22621	訪問型独自サービスⅥ	12回まで	A21321	訪問型独自サービスⅢ	13回以上

※平成29年4月現在、A2コードで現行相当サービスを実施している事業所はありませんので、ご注意ください。

②訪問型基準緩和サービス

【回数単価設定を基本とした包括単価】

基本設定(回数単価)			所定回数を超えた場合(包括単価)		
A22421	訪問型独自サービスⅣ／2	4回まで	A21121	訪問型独自サービスⅠ／2	5回以上
A22521	訪問型独自サービスⅤ／2	8回まで	A21221	訪問型独自サービスⅡ／2	9回以上
A22631	訪問型同時サービスⅥ／2	12回まで	A21331	訪問型独自サービスⅢ／2	13回以上

※現行相当サービスと基準緩和型サービスでは同じA2コードを使用します。項目番号と名称によって分けられています。緩和型サービスについて名称の最後に「／2」となっているものを使用してください。

なお、処遇改善加算等については共通となっています。

(3) A3コード

①訪問型基準緩和サービス（委託事業所専用）

回数単価のみのコードです。こちらのサービスは給付管理外となっています。

(4) A4コード

①訪問機能訓練

回数単価のみのコードです。こちらのサービスは給付管理外となっています。

(5) A5コード

①通所型現行相当サービス

糸魚川市では、独自基準によるサービスコードを使用することから、平成 29 年度より A5コードは使用しません。使用はできますので、A5コードによる請求等を行わないよう注意してください。

(6) A6コード

①通所型現行相当サービス（全ての通所介護事業所）

【回数単価設定を基本とした包括単価】

基本設定(回数単価)			所定回数を超えた場合(包括単価)		
A61113 (事業対象者・要支援1認定者使用)	通所型独自サービス1回数	4回まで	A61111	通所型独自サービスI	5回以上
A61223 (要支援2認定者のみ)	通所型独自サービス/22回数	4回まで	A61221	通所型独自サービス/22	5回以上
A61123 (事業対象者・要支援2認定者使用)	通所型独自サービス2回数	8回まで	A61121	通所型独自サービス2	9回以上

※対象者区分が設定されていますので、使用時にご確認ください。なお、現行相当サービスは A6 コードの設定項目1と2の組合せとなっております。設定項目2は、要支援2の方の週1回利用用のものです。

※要支援2(週1回利用)の場合のサービスコード(設定項目2)

●基本報酬

サービスコード	名称	単位数	備考
A61221	通所型独自サービス/22	1,647	包括単価(月5回以上の利用の場合)
A61222	通所型独自サービス/22日割	54	包括単価を設定した場合の日割り
A61223	通所型独自サービス/22回数	378	回数単価設定(4回までの利用の場合)

加算・減算については、処遇改善加算以外は、設定項目2でそれぞれサービスコードを設定しています。

②通所型基準緩和サービス

【回数単価設定を基本とした包括単価】

基本設定(回数単価)			所定回数を超えた場合(包括単価)		
A61313 (事業対象者・要支援1認定者)	通所型独自サービス/31回数	4回まで	A61311	通所型独自サービス/31	5回以上
A61423 (要支援2)	通所型独自サービス/42回数	4回まで	A61421	通所型独自サービス/42	5回以上
A61323 (事業対象者・要支援2認定者)	通所型独自サービス/32回数	8回まで	A61321	通所型独自サービス/32	9回以上

※現行相当サービスと基準緩和型サービスでは同じ A6コードを使用します。項目番号と名称によって分けられています。緩和型サービスについて名称の最後に「/3」となっているものを使用してください。

なお、現行相当サービスと同様、要支援2認定者が週1回程度の利用となる場合は、「/4」となっているものを使用してください。

設定項目3で、同一建物減算、定員超過減算、人員欠如減算等のサービスコードを設定。

処遇改善加算のみ現行相当サービスと共通。

※要支援2(週1回利用)の場合のサービスコード(設定項目4)

●基本報酬

サービスコード	名称	単位数	備考
A61421	通所型独自サービス/42	1,318	包括単価(月5回以上の利用の場合)
A61422	通所型独自サービス/42日割	43	包括単価を設定した場合の日割り
A61423	通所型独自サービス/42回数	302	回数単価設定(4回までの利用の場合)

加算・減算については、処遇改善加算以外は、設定項目4でそれぞれサービスコードを設定しています。

(7) A7コード

①通所型基準緩和サービス(委託事業所専用)

回数単価のみのコードです。こちらのサービスは給付管理外となっています。

(8) A8コード

①短期集中通所リハビリテーション事業

月額単価のみのコードです。こちらのサービスは給付管理外となっています。

なお、サービスコードにはありませんが、送迎を希望される場合は、別途1回300円の負担が必要です。

(9) AFコード

①介護予防ケアマネジメント

平成29年度より介護予防ケアマネジメントの類型をそれぞれ設定しました。なお、下記加算はケアマネジメントBのみの加算となります。

項目	名称
AF4002	サービス担当者会議実施加算
AF4003	モニタリング実施加算
AF4004	アセスメント連携加算

※初回加算は、ケアマネジメントA・ケアマネジメントB共通で使用します。

【参考】総合事業サービスコード

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818		
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736		
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割			38		
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	27		
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		34
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24		
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635		
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,102
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472		
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割			77		
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	54		
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		69
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49		
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき	
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593		
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,334
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334		
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割			122		
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	85		
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		110
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77		
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	266	1回につき	
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186		
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		266単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167		
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	270	1回につき	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189		
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		243
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170		
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	285	1回につき	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200		
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180		
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき	
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1日につき	
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき	
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1日につき	
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき	
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき	
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上運携加算	100単位加算		100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)		1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割					38
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	38単位		27	1日につき	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	34		
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	24		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ					2,335
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位		69	1日につき	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	49		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ					3,704
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位		110	1日につき	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ					266
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		-単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ				270	
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	-単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		243	1回につき	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	170		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ					285
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		-単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算					1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		特別地域加算	所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算		100	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(基準緩和型:基準緩和型の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,051	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ/2・同一	イ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅰ) 1,051単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	945	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	34	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ/2日割・同一	34単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	31	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,102	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一	ロ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅱ) 2,102単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,892	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	69	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2日割・同一	69単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	62	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,334	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ/2・同一	ハ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅲ) 3,704単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,001	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	110	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ/2日割・同一	122単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	99	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)-単位	239	1月につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一	ニ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅳ) ※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	215	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)-単位	243	1回につき
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ/2・同一	ホ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅴ) ※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	219	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)-単位	257	1回につき
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ/2・同一	ヘ 訪問型サービス費 (緩和) (Ⅵ) ※1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	231	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

A3 訪問型サービス(独自)サービスコード表(基準緩和型:委託事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1001	訪問型緩和委託サービス	事業対象者・要支援1・要支援2	146	1回につき

A4 訪問型サービス(独自)サービスコード表(訪問機能訓練)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A4	1001	訪問機能訓練	事業対象者・要支援1・要支援2	250	1回につき

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:全ての通所介護事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22	要支援2(週1回)	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス/22回数	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算:要支援2(週1回利用者)	240単位加算	240		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1(週1回)	376単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回)	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2(週2回)	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100		
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算:要支援2(週1回利用者)	100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225		
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算:要支援2(週1回利用者)	225単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算	150単位加算	150		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算:要支援2(週1回利用者)	150単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算	150単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算:要支援2(週1回利用者)	150単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算 (1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21		運動器機能向上及び栄養改善:要支援2(週1回利用者)	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22		運動器機能向上及び口腔機能向上:要支援2(週1回利用者)	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23		栄養改善及び口腔機能向上:要支援2(週1回利用者)	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上:要支援2(週1回利用者)	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120単位加算	120		
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算:要支援2(週1回利用者)	120単位加算	120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1(週1回)	72単位	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 I /212		要支援2(週1回)	72単位	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12		事業対象者・要支援2(週2回)	144単位	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1(週1回)	48単位	48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算 I /222			要支援2(週1回)	48単位	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22		事業対象者・要支援2(週2回)	96単位	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1(週1回)	24単位	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算 II /22			要支援2(週1回)	24単位	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2	事業対象者・要支援2(週2回)	48単位	48		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の59/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の43/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の23/1000加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の80%加算			

定員超過の場合								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1(週1回)	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1(週1回)	54単位		38	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		要支援2(週1回)	54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2(週2回)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2(週2回)	111単位		78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	
看護・介護職員が欠員の場合								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1(週1回)	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1(週1回)	54単位		38	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		要支援2(週1回)	54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2(週2回)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2(週2回)	111単位		78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	389単位		265	
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(基準緩和:基準緩和型の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1311	通所型独自サービス/31	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,318単位	1,318 1月につき	
A6	1312	通所型独自サービス/31日割		43単位	43 1日につき		
A6	1421	通所型独自サービス/42		要支援2	1,318単位	1,318 1月につき	
A6	1422	通所型独自サービス/42日割		43単位	43 1日につき		
A6	1321	通所型独自サービス/32		事業対象者・要支援2	2,702単位	2,702 1月につき	
A6	1322	通所型独自サービス/32日割		89単位	89 1日につき		
A6	1313	通所型独自サービス/31回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	302単位	302	
A6	1423	通所型独自サービス/42回数		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	302単位	302 1回につき	
A6	1323	通所型独自サービス/32回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	311単位	311	
A6	6135	通所型独自サービス同一建物減算/31		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6	6146	通所型独自サービス同一建物減算/42		要支援2(週1回)	376単位減算	-376	
A6	6136	通所型独自サービス同一建物減算/32		事業対象者・要支援2(週2回)	752単位減算	-752	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			
定員超過の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8007	通所型独自サービス/31・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回)	1,318単位	定員超過の場合 ×70%	
A6	8008	通所型独自サービス/31日割・定超		43単位	30 1日につき		
A6	8031	通所型独自サービス/42・定超		要支援2(週1回)	1,318単位		923 1月につき
A6	8032	通所型独自サービス/42日割・定超		43単位	30 1日につき		
A6	8017	通所型独自サービス/32・定超		事業対象者・要支援2(週2回)	2,702単位		1,891 1月につき
A6	8018	通所型独自サービス/32日割・定超		89単位	62 1日につき		
A6	8009	通所型独自サービス/31回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	302単位		211
A6	8033	通所型独自サービス/31回数・定超		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	302単位		211 1回につき
A6	8019	通所型独自サービス/32回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	311単位		218
看護・介護職員が欠員の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9007	通所型独自サービス/31・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回)	1,318単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	
A6	9008	通所型独自サービス/31日割・人欠		43単位	30 1日につき		
A6	9031	通所型独自サービス/42・人欠		要支援2(週1回)	1,318単位		923 1月につき
A6	9032	通所型独自サービス/42日割・人欠		43単位	30 1日につき		
A6	9017	通所型独自サービス/32・人欠		事業対象者・要支援2(週2回)	2,702単位		1,891 1月につき
A6	9018	通所型独自サービス/32日割・人欠		89単位	62 1日につき		
A6	9009	通所型独自サービス/31回数・人欠		事業対象者・要支援1・要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	302単位		211
A6	9033	通所型独自サービス/42回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	302単位		211 1回につき
A6	9019	通所型独自サービス/32回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	311単位		218

A7 通所型サービス(独自)サービスコード表(基準緩和:委託事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A7	1001	通所型緩和委託サービス	事業対象者・要支援1・要支援2	226	1回につき

A8 通所型サービス(独自)サービスコード表(短期集中通所リハビリテーション事業)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A8	1001	短期集中通所リハビリテーション事業	事業対象者・要支援1・要支援2	200	1月につき

AF 介護予防ケアマネジメント

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	事業対象者・要支援1・要支援2	430	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB		280	1月につき
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC		100	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算		300	1月につき
AF	4002	サービス担当者会議実施加算		75	1回につき
AF	4003	モニタリング実施加算		75	1回につき
AF	4004	アセスメント連携加算		50	1回につき